

この資料は業務の参考のための仮訳です。
利用者が当情報を用いて行う行為については、
利用者の責任でお願いいたします。

横浜植物防疫所

植物検疫措置に関する国際基準

ISPM 41

中古の車両、機械及び装置の国際移動

2017年採択；2019年出版

本書において使用している名称及び資料の表現は、いかなる国、領土、都市又は地域、若しくはその関係当局の法的地位に関する、又はその国境若しくは境界の決定に関する、国際連合食糧農業機関（FAO）のいかなる見解の表明を意味するものではない。特定の企業又は製品についての言及は、特許の有無にかかわらず言及のない類似の他者よりも優先して FAO に是認又は推奨されたものではない。

本書中で表された著者の見解は、必ずしも FAO の見解又は方針と一致するものではない。

©FAO, 2017

FAO は、この文献の内容の使用、複製及び配布を奨励する。FAO を情報源及び著作権者として示し、かつ FAO が使用者の見解、製品又はサービスの内容を支持するような表現を避けることを条件に私的な調査、研究、教育、非商業的な製品又はサービスでの使用を目的とするのであれば、内容の複製、ダウンロード及び印刷を行ってもよい。

翻訳、翻案権、転売その他の商業利用権に係る全ての問合せは www.fao.org/contact-us/licence-request を通じて行うか、copyright@fao.org に連絡すること。

FAO の様々な文献は、FAO ウェブサイト (www.fao.org/publications) で入手が可能であり、また publications-sales@fao.org を通じて購入できる。

この ISPM を複製する場合には、この ISPM の最新採択版が www.ippc.int でダウンロードできることを付記すること。

出版の過程

基準の公式な部分ではない

2006年4月 CPM-1が*中古機械及び装置の移動指針* (2006-004)をトピックに追加した。

2007年11月 SCが仕様書草案の加盟国協議用に承認した。

2007年12月 加盟国協議へ仕様書草案を提出した。

2009年5月 SCが仕様書48を承認した。

2013年5月 EWGを開催し、ISPM起草した。

2014年5月 SCがISPM案の加盟国協議用に承認した。

2014年7月 1回目加盟国協議

2016年1月 スチュワードが加盟国コメントを検討し、ISPM案を修正した。

2016年5月 SC-7がコメントを検討、ISPM案を修正し、2回目加盟国協議用に承認した。

2016年7月 2回目加盟国協議

2016年11月 SCが草案を修正し、CPM-12(2017)に採択を勧告した。

2017年4月 CPM-12が基準を採択した。

ISPM 41. 2017. *中古の車両、機械及び装置の国際移動* FAO, IPPC, ローマ

2019年9月 CPM-14が指摘し、IPPC事務局は「汚染」に関するインク修正とその派生語を反映した。

出版の過程の最近修正:2019年4月

目次

採択

序論

適用範囲

参照

定義

要件の概要

背景

生物多様性及び環境への影響

要件

1. 病害虫リスク

1.1 病害虫リスクを分類する要素

2. 植物検疫措置

2.1 洗浄及び処理

2.2 汚染防止

2.3 施設及び廃棄物処理の要件

3. 証明手続

4. 不適合及び植物検疫行動

附属書 1: 中古の 軍用車両、機械及び装置の国際移動に関する指針

1. 背景

2. 目的

3. 指針

付録 1: 中古の車両、機械及び装置を汚染しうる有害動植物の例

付録 2: 病害虫リスクが高い順に並べた中古の車両、機械及び装置の例と可能性のある植物検疫措置及び承認手続の例

採択

この基準は、2017年4月に第12回植物検疫措置に関する委員会によって採択された。

序論

適用範囲

この基準は、国際的に移動される、農業、林業、園芸、土木、露天採掘、廃棄物処理及び軍事用の中古の車両、機械及び装置（VME）に関連する病害虫リスクを特定及び分類し、適切な植物検疫措置を特定する。

この基準は、自身の動力で移動する乗用及び商業輸送用の車両を対象としない。

参照

本基準は植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）を参照する。ISPM は国際植物検疫ポータル（IPP）<https://www.ippc.int/core-activities/standards-setting/ispms> にて閲覧可能である。

定義

この基準で使用される植物検疫用語の定義は、ISPM 5（植物検疫用語集）に記載されている。

要件の概要

この基準は、洗浄及び処理、汚染防止、施設及び廃棄物処理の要件並びに確認手続といった、中古のVMEに適用される植物検疫措置を説明する。

また本基準は、中古の軍用VMEの国際的展開に適用可能な植物検疫措置において、軍と協力する国家植物防疫機関（NPPO）に対する指針も定める。

背景

中古のVMEは、頻繁に取引され、又は国際的に移動される。それらは、農業及び林業、建設、産業目的、鉱業並びに廃棄物処理に使用される場合がある。また、それらは、国際的展開の対象となった中古の軍用VMEである場合もある。輸出前の使用、保管又は輸送によって、中古のVMEは検疫有害動植物又は規制品目によって汚染される。物品取引又は運用上の再配置（例えば、ハーベスターの場合）としての国際移動の際、中古のVMEが、土、有害動植物、植物残さ又は種子を運ぶ可能性があるため、仕向先国に対する病害虫リスクがありうる。仕向先国における使用に応じて、農業、林業、自然又はその他の地域へ検疫有害動植物を侵入させる場合がある。

新しいVMEも汚染される場合があるが、これらは本基準によりカバーされない。しか

しながら、輸入国が新品の車両への輸入要件を求めうる選択肢を排除するものではなく、技術的に正当であれば、これら要件はセクション 2.2 により特定される。

中古の VME を汚染する可能性のある有害動植物の例は付録 1 に記載されている。

中古の VME の移動及び保管に関連する病害虫リスク、及びその安全な移動のために要求されうる植物検疫措置に関し、NPPO のために具体的な指針が必要とされる。植物検疫措置は、貿易に対するそれらの悪影響を最小化するという目的で適用されうる。

生物多様性及び環境への影響

中古の VME の除染は、地域の生物多様性に関連する生物（侵略的外来生物）の新しい地域への入り込みを防止する手段となりうる。

要件

1. 病害虫リスク

中古の VME 関連の主要な病害虫リスクは、土壌、有害動植物、植物残さ及び種子並びに増殖可能なその他の植物の一部による汚染である。種子及び増殖可能な他の植物の一部は、植物自体が有害動植物である可能性があるため、又は有害動植物を宿すおそれがあるため、懸念されうる。危険にさらされた地域に生きて輸送されることを可能とする耐性又は休眠中となる発育段階を有する有害動植物は、特に懸念される。

中古の VME の汚染による病害虫リスクは、評価することが難しい。それゆえ、植物検疫措置が必要か否か、及びそれらの措置の強さを決定する病害虫リスクアナリシスを行う標準的な手順ができない場合がある。この理由から、検疫有害動植物の侵入及びまん延のリスクを低減するため、国際的に移動される中古の VME は、この基準による汚染をうけるべきでない。

1.1 病害虫リスクを分類する要素

以下の中古の VME の要素が病害虫リスク水準に影響を与えうる

- 移動距離：自らの動力で国境を超えて短距離を移動し、すぐに使用される中古の VME は病害虫リスクが低い場合がある。
- タイプ：より複雑な構造の中古の VME には、より多くの汚染可能領域がある。
- 原産地及び以前の使用：農場、作物ほ場、森林、植生にごく接近した場所で、又は有機物の移動に使用された VME は、汚染される可能性が高い。

- 保管：屋外及び植生又は昆虫を誘引する照明にごく接近した場所で保管された中古の VME は、汚染される可能性が高い。
- 予定される場所又は使用：農業地域、森林、又は植生にごく接近した場所で使用される中古の VME は、有害動植物の侵入のための経路を提供する可能性が高い。

中古の軍用 VME の場合、運動力及び激しい戦闘行動にさらされることが、外部の損傷と汚染の内部浸透をもたらさうる。

中古の VME の例は、病虫害リスクが高いものから順に並べ、可能な植物検疫措置及び確認手続も示したものが付録 2 に記載されている。

2. 植物検疫措置

国際的に移動される中古の VME は汚染されていないものであるべきである。

中古の VME に適用されうる植物検疫措置の主なグループは、以下のセクションで記述される。

NPPO は、附属書 1 に記載される、中古の軍用 VME の国際移動に関する指針に従った手続を策定するため、軍事当局との協力が奨励される。

2.1 洗浄及び処理

幾つかの洗浄方法は次のとおり

- 貯水槽の排水
- 残さ又はフィルターの除去
- 吹き付け加工
- 圧力洗浄
- 蒸気洗浄
- 掃くこと及び吸引
- 圧縮空気洗浄

洗浄に加えて用いられうる処理は次のとおり。

- 化学的処理（例えば、くん蒸、消毒）
- 温度処理

効果的な洗浄や処理のために、部分的又は全体的な中古の VME の分解が必要な場合がある。中古の VME は、全ての動く部分にアクセスできること確保するために運転しつつ、洗浄又は処理することが必要な場合がある。（例えば、コンベアやローラーといった動く部分のある農業用装置）

2.2 汚染防止

清浄な VME が、保管場所、こん包場所、積荷港に移動された場合、又は、他の国を通過した場合、汚染を防ぐための植物検疫措置が取られうる。措置は、適当な場合には次のものを含む

- 汚染からのリスクが低減された適切な場所での保管
- 土壌との接触を防ぐ表面での保管及び取扱い
- 風媒による種子及びその他の有害動植物による汚染のリスクを低減するため、保管場所、こん包場所、積荷港周辺の植生を、草刈り又は雑草防除により短く保つこと。保管及び積荷地域周辺における種子の移動を制限するための障壁の設置が検討されうる。

季節的な有害動植物の発生時期又は突発的な有害動植物の発生時には、保管及び積荷地域に有害動植物が誘引されるのを防ぐ植物検疫措置（例えば、夜間作業中の人工灯の使用制限）が特に考慮されうる。

2.3 施設及び廃棄物処理の要件

中古の VME の洗浄及び処理に必要な装置の種類及び施設の性質は、これらの手続の実施場所に依存する。検査、洗浄及び処理は、仕向先国の植物検疫輸入要件を満たすため、通常、輸出国で実施される。汚染が現地発端である可能性があるため、輸出国の施設は、固形廃棄物及び排水管理システムを精巧に作る必要がない場合がある。

中古の VME の検査、洗浄及び処理に必要なとされる設備には以下が含まれる

- 土壌トラップ及び排水管理システムを含む土壌との接触を防ぐ表面
- 温度処理施設
- くん蒸及び化学処理施設

土及び汚染された洗浄水の廃棄は、国内や地方の規則に従うべき。

封じ込め及び廃棄の方法は、有害動植物のまん延を防ぐために十分であるべきであり、つぎのものを含みうる。土壌トラップ、袋詰め、深部埋却、焼却、くん蒸、化学処理、堆肥化、排水管理システム。

3 証明手続

積荷が洗浄され、処理され又は検査されていることを証明するための文書要件（例えば、洗浄申告、処理証明書、検査申告、植物検疫証明書）は、仕向先国の NPPO によって決定されるべきであり、特定された病害虫リスクにつり合い、要求される植物検疫措置にとって適切であるべきである。

仕向先国の NPPO は、中古の VME が清浄であることを確認するため、輸入検査を実施することができる。輸入検査には、中古の VME の部分的又は全体的な分解、場合によっては、確認のために検査サンプルの収集が含まれる。清浄性の確認には、隠れた場所の徹底的調査及び洗浄も含まれる場合がある（例えば、高圧水又は圧縮空気を使用）。

輸出国の NPPO は、中古の VME の処理のための事業者を認可できる。中古の VME の洗浄は、NPPO 以外の事業者によっても実施されうる。

NPPO に要求される時又は NPPO と軍事当局の間の合意に従い、中古の軍用 VME の洗浄は、軍人によって実施され、確認されうる。

4. 不適合及び植物検疫行動

不適合が発生した場合、仕向先国の NPPO は、ISPM 20（*植物防疫輸入規制制度に関する指針*）に概説されるとおり、植物検疫行動をとることができる、輸出国に通報するべき（ISPM 13（*不適合及び緊急行動の通報に関する指針*））である。

実施される植物検疫行動の例としては、汚染が発見された中古の VME の留め置き、洗浄、処理、積み戻しがある。汚染された中古の VME を、洗浄及び処理のために別の場所に輸送する必要がある場合には、NPPO は、国内又は地方の規則に従って、適切に汚染が封じ込まれることを確実にするべきである（例えば、コンテナ詰め）。

この付属書は、本基準の規定部分である。

付属書 1: 中古の 軍用車両、機械及び装置の国際移動に関する指針

1. 背景

中古の軍用車両、機械及び装置（VME）の国際移動には、配置及び再配置される両方の国への土壌、有害動植物、植物残さ及び種子によって有害動植物が侵入するリスクがある。中古の軍用 VME を汚染する可能性のある有害動植物の例は、この基準の付録 1 に記載されている。中古の軍用 VME の移動は世界中で絶えず発生し、多くの異なる輸送及び貨物保管条件を包含する。

中古の軍用 VME の国際移動は、国家植物防疫機関（NPPO）に対する実際的な問題を示す。安全保障上の問題のため、多くの国で、NPPO は軍へのアクセスがない又は限られている。このため、商業上及び民間の中古の VME の輸送に関連する病害虫リスクの管理でとられた方法は、軍に適用できないかもしれない。従って、軍事当局は、この指針の使用を約束することが奨励される。

2. 目的

この指針の目的は、中古の軍用 VME が（例えば訓練、任務、配置のため）国際的に移動される前に、土壌、有害動植物、植物残さ、種子から清浄であることである。

3. 指針

軍事当局は、仕向先国の NPPO により策定された植物検疫輸入要件に従い、中古の VME が洗浄されることを確保するべきである。洗浄方法は、例えば次のもので構成される

- 貯水槽の排水
- 残さ又はフィルターの除去
- 吹き付け加工
- 圧力洗浄
- 蒸気洗浄
- 掃くこと及び吸引
- 圧縮空気洗浄

これらの洗浄方法は、確実に高い水準で洗浄されるよう、部分的又は全体的な VME の解体との組み合わせによる実施を必要とする場合がある。

次のような追加処理が要求される場合がある

- 化学処理（例えば、くん蒸、消毒）
- 温度処理

中古の軍用 VME に関連する木材こん包材は、ISPM 15（*国際貿易における木材こん包材の規制*）に準拠するものとする。

軍事当局は、自国の NPPO と連携することが推奨される。軍事当局はまた、差し支えなければ配置先の NPPO と連携することも推奨される。NPPO に関する連絡先情報は、IPP（<https://www.ippc.int>）にて閲覧可能である。

軍事当局は、配置前に中古の軍用 VME の適切な洗浄及び処理が実行されることを確保するため、確認手続を実施することが奨励される。

この付録は参照目的だけのためのものであり、本基準の規定部分ではない。

付録 1: 中古の車両、機械及び装置を汚染しうる有害動植物の例

- 夏眠成虫としての *Achatina fulica* (アフリカマイマイ)
- 媒介生物 *Polymyxa betae* (変形菌) の孢子により土壌経由で伝染する *Beet necrotic yellow vein virus* (ビートエソ性葉脈黄化ウイルス)
- 土壌内又は種子としての *Chromolaena odorata* (ヒマワリヒヨドリ)
- 植物残さ内の *Clavibacter michiganensis* subsp. *Sepedonicus* (ジャガイモ輪腐病菌)
- 木材及び土壌内の *Coptotermes formosanus* (イエシロアリ)
- 土壌及び寄主植物残さ内の *Fusarium guttiforme* (不完全菌)
- 土壌及び寄主植物残さ内の *Fusarium oxysporum* (不完全菌)
- 土壌及び寄主植物残さ内の *Globodera* spp. (シストセンチュウ)
- 越冬成虫としての *Halyomorpha halys* (クサギカメムシ)
- 休眠卵塊としての *Lymantria dispar* (マイマイガ)
- 土壌内種子としての *Miconia calvescens* (オオバノボタン)
- 休眠蛹としての *Orgyia thyellina* (ヒメシロモンドクガ)
- 土壌内の *Phytophthora ramorum* (疫病菌)
- 卵、幼虫、成虫、及び巣としての *Solenopsis invicta* (ヒアリ)
- 根茎及び種子としての *Sorghum halepense* (セイバンモロコシ)
- 土壌中及び小麦種子残さ上の孢子としての *Tilletia indica* (黒穂菌)

この付録は参照目的だけのためのものであり、本基準の規定部分ではない。

付録 2: 病害虫リスクが高い順に並べた中古の車両、機械及び装置の例と可能性のある植物検疫措置及び証明手続の例

分類	汚染注釈	植物検疫措置	証明手続
<p>農業、林業、園芸に使用される、以下のような中古 VME :</p> <ul style="list-style-type: none"> - 収穫機 - 製材機 - 木材運搬トラック - 動物輸送車両 - 堆肥及び肥料トレーラー - トラクター - 道具 <p>修理され又は実地試験に使用された VME を含む</p> <p>この分類は通常、病害虫リスクが高いと考えられる。</p>	<p>汚染要因 :</p> <ul style="list-style-type: none"> - 土壌 - 有害動植物 - 植物残さ - 種子 	<p>吹き付け加工 開いた貯水槽の排水、残さ除去 圧力洗浄 蒸気洗浄 掃くこと及び吸引 圧縮空気洗浄 化学処理 (例えば、くん蒸、消毒) 温度処理</p>	<p>洗浄申告 処理証明書 検査 (分解及び検定を含む場合がある) 植物検疫証明書 認可及び監査</p>
<p>以下のような土木用中古 VME :</p> <ul style="list-style-type: none"> - ブルドーザー - 地ならし機 - 露天掘り装置 <p>修理され又は実地試験に使用された VME を含む。</p> <p>病害虫リスクは可変であるがこの分類において高い水準の汚染が発生する場合がある。</p>	<p>主に土壌による汚染 (だけでなく、有害動植物、植物残さ、種子による汚染も。)</p>	<p>吹き付け加工 開いた貯水槽の排水、残さ除去 圧力洗浄 蒸気洗浄 掃くこと及び吸引 圧縮空気洗浄 化学処理 (例えば、くん蒸、消毒)</p>	<p>洗浄申告 処理証明書 検査 (分解及び検定を含む場合がある) 植物検疫証明書 認可及び監査</p>
<p>以下のような軍用中古 VME :</p> <ul style="list-style-type: none"> - トラック - 戦車 - 人員運搬車 - 貨物車両 <p>病害虫リスクは可変であるが、多くの場合、軍用 VME はオフロードで使用され、屋外に保管されるため、高い汚染リスクにつながる。</p>	<p>汚染要因 :</p> <ul style="list-style-type: none"> - 土壌 - 有害動植物 - 植物残さ - 種子 	<p>開いた貯水槽の排水、残さ除去 圧力洗浄 蒸気洗浄、圧縮空気洗浄 化学処理 (例えば、くん蒸、消毒)</p>	<p>(この基準の附属書 1 参照)</p>
<p>以下のような廃棄物処理用中古 VME :</p> <ul style="list-style-type: none"> - ごみ/ギャベージ/廃棄物トラック - 廃棄物仕分け装置 	<p>以下を含む主に有機性廃棄物残さによる汚染</p> <ul style="list-style-type: none"> - 土壌 - 有害動植物 	<p>吹き付け加工 開いた貯水槽の排水、残さ除去 圧力洗浄 蒸気洗浄</p>	<p>洗浄申告 処理証明書 検査 (分解及び検定を含む場合がある) 植物検疫証明書</p>

<p>修理された中古 VME を含む埋立地で使用されるブルドーザーは土木用 VME と考えられる。</p>	<p>- 植物残さ</p>	<p>掃くこと及び吸引 化学処理（例えば、くん蒸、消毒）</p>	<p>認可及び監査</p>
<p>深部採掘用中古 VME</p> <p>汚染は土壌による可能性が最も高く、病害虫による汚染についてはより程度が低い。病害虫リスクは、中古 VME が表面の土壌により汚染されない限り、一般的に低い。前回の使用、及び VME が露天掘りに使用されていたかどうかの決定は困難である。</p>		<p>吹き付け加工 開いた貯水槽の排水、残さ除去 圧力洗浄 蒸気洗浄</p>	<p>洗浄申告 検査（分解及び検定を含む場合がある）</p>
<p>以下のような、屋外で使用される工業用中古 VME：</p> <ul style="list-style-type: none"> - クレーン - フォークリフト <p>病害虫リスクは多様であるが、中古 VME が植生にごく接近した場所で使用され、又は土壌で汚染されない限り、一般的に低い。</p>		<p>吹き付け加工 開いた貯水槽の排水、残さ除去 圧力洗浄 蒸気洗浄</p>	<p>洗浄申告 検査</p>
<p>以下のような中古車両：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 自動車、バン、トラック、バス - オフロード車両（例えば、オートバイ、四輪バギー、四輪駆動車） - 機関車及びエンジン - 中古部品 - トレーラー - 取り付けられたタイヤ <p>病害虫リスクは極めて多様で、一部の中古車両は高リスクだが、多くは低リスク。この分類には、多くの中古、取引車両が含まれる。</p>	<p>汚染要因：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 土壌 - 有害動植物 - 植物残さ - 種子 	<p>吹き付け加工 開いた貯水槽の排水、残さ除去 圧力洗浄 蒸気洗浄 掃くこと及び吸引 化学処理（例えば、くん蒸、消毒） 温度処理</p>	<p>洗浄申告 処理証明書 検査（分解及び検定を含む場合がある）</p>

VME：車両、機械及び装置